

広島市観光誘客促進支援事業応援金交付

取扱マニュアル

事業者向け

[第10版]
令和4年9月8日

取扱マニュアルは、今後改定される場合がありますので、お手数ですが、各手続き前に最新版であるかご確認いただきますようお願い申し上げます。

広島市観光誘客促進実行委員会

電話番号 082-298-7370
営業時間 9時00分～17時00分（土日祝休み）
Email group@hiroshimacity-kanko.com（事業者専用）
info@hiroshimacity-kanko.com（一般向け）
URL <https://hiroshimacity-kanko.com/biz/>（事業者専用）
<https://hiroshimacity-kanko.com>（一般向け）

目次

1. はじめに	2
2. 広島市観光誘客促進支援事業とは①	3
3. 広島市観光誘客促進支援事業とは②	4
3. 事業全体スキーム	5
4. 事業全体スケジュール	6
4. 事業全体スケジュール①－概略－	7
4. 事業全体スケジュール②－概略－	8
5. 当事業旅行商品の支援条件と利用対象者	9
6. 当事業旅行商品のPR・表示方法	10
7. その他留意点	11
8. 応援金額について①	12
8. 応援金額について②	13
9. 応援金交付申請と応援金交付決定通知	14
10. 応援金の支払いについて	15
11. 都度報告について	16
12. 応援金概算払いについて	17
13. 最終報告と最終払いについて／応援金概算払いを利用した事業者	18
13. 最終報告と最終払いについて／応援金概算払いを利用していない事業者	19
14. その他	20
15. 当事業における証票及び不正利用防止について	21
16. 書類例 書類No.①－応援金交付申請書	22
16. 書類例 書類No.②－誓約書	23
16. 書類例 書類No.④－口座振替依頼書	24
16. 書類例 書類No.⑩－最終実績報告	25
16. 書類例 書類No.⑫－応援金請求書	26
16. 書類例 書類No.⑬－概算払い請求書	27
16. 書類例 書類No.⑭－概算払い精算書	28

要綱や取扱マニュアルは、今後改定される場合がありますので、お手数ですが、各手続き前に最新版であるかご確認いただきますようお願い申し上げます。※今後、改定された場合、以下に記載されます。

- ▶【第10版】令和4年9月8日 旅行商品販売期間および旅行商品対象期間変更
- ▶【第9版】令和4年8月26日 事業再々延長に伴う修正
- ▷【第8版】令和4年5月25日 事業再延長に伴う修正
- ▷【第7版】令和4年4月11日 P15都度報告に必要な報告書類の記載変更
- ▷【第6版】令和4年3月31日 都度報告時の提出書類に「旅行申込書もしくは旅行申込日が分かる書類」を追加
- ▷【第5版】令和4年3月30日 利用対象者および事業延長に伴う期間設定の変更等
- ▷【第4版】令和4年1月17日 交付申請書類の提出期日、応援金交付決定通知期日の変更等
- ▷【第3版】令和3年12月23日 支援条件の「広島市を主な目的地とすること」をわかりやすく記載
- ▷【第2版】令和3年12月21日 「5名以下で実施された場合は支援対象外」と明記

1. はじめに

本事業における商品の販売及び応援金の申請については、「令和3年度広島市観光誘客促進支援事業 応援金交付要綱」（以下、「要綱」）及び本マニュアルを確認の上、事業の目的をご理解いただいた上で、間違いのないようお願いいたします。

あわせて誓約書に記載のある事項につきましても遵守願います。

ルールを逸脱した場合、対象外商品とみなし、販売後の実績報告時審査で、応援金のお支払いができない場合がありますのでご注意ください。

なお、本マニュアルに記載のない事項につきましては、その都度、広島市観光誘客促進実行委員会事務局（以下、「事務局」）までお問い合わせください。

【本事業への参加条件】

- ①「要綱」により、応援金交付に関連する事務を行うこと。
- ②誓約書（別紙1）に掲げた項目を遵守すること。
- ③「広島市観光誘客促進支援事業」における取組を実施し、業界団体等が作成する各業種のガイドラインを遵守すること。
- ④新型コロナウイルス感染症拡大等に伴う外出自粛等の要請があった場合、集団感染が発生した場合などにより、本事業を一時停止することに同意できること。
- ⑤上記④により発生するキャンセル料について、市、事務局及び商品の購入者に求めないこと。
- ⑥応援金の交付決定額に同意できること。
- ⑦販売実績に応じて応援金を支払うことに同意できること。
- ⑧スケジュールに沿った取り組みができること。
- ⑨本書に示す事業内容等に同意できること。

広島市観光誘客促進実行委員会 事務局

- 住所 〒730-0053 広島市中区東千田町2丁目11-20 広電本社ビル別館4F
- 電話 082-298-7370
- FAX 082-298-7665
- Email group@hiroshimacity-kanko.com（事業者専用）
info@hiroshimacity-kanko.com（一般向け）
- URL <https://hiroshimacity-kanko.com/biz/>（事業者専用）
<https://hiroshimacity-kanko.com>（一般向け）
- 運営時間 9時00分～17時00分（土日祝休み）

2. 広島市観光誘客促進支援事業とは①

目的

新型コロナウイルス感染症により、経営に深刻な影響を受けている旅行業者等を応援しようとする「広島市観光誘客促進実行委員会」から、観光誘客に取り組む旅行業者等に応援金を支給することで、落ち込んだ観光需要の回復を図り、観光消費額の増加に繋げる。

支援対象者

- 広島市内に事業所または営業所を有している旅行業法第2条および第3条に規定する、第1種旅行業・第2種旅行業・第3種旅行業の登録を受けているもの。
※広島市内に事業所があれば、他都市の支店・事業所も割引制度が利用できる。
- 広島市内に事業所または営業所を有している地域限定旅行業の登録を受けているもの。
※バス事業者・船舶事業者も含む。
- 他都市の事業者も広島市内に事業所があれば支援対象となる。
注) OTA (Online Travel Agent) 旅行会社は、対象外とする。

※支援対象者登録については、1事業者の定義としてホールディングス・グループ会社内で複数の申請は不可とする。
(ホールディングス、グループ会社での登録もしくは、その中に有する会社は1社以内とする。)

支援上限額

- | | |
|-----------|------------|
| ①第1種旅行業 | 5,000,000円 |
| ②第2種旅行業 | 4,000,000円 |
| ③第3種旅行業 | 2,000,000円 |
| ④地域限定旅行業等 | 1,000,000円 |

※予算がなくなり次第、終了します。

スケジュール [P6.7参照]

- 当事業旅行商品対象期間 令和4年1月4日(火)～令和4年12月1日(木) ※最終宿泊日は11月30日(水)
- 当事業旅行商品販売開始 令和3年12月16日(木) ※交付決定通知後の販売となります。
- 当事業旅行商品販売終了 令和4年11月30日(水)

支援条件 [P8参照]

- 広島市内を主な目的地とすること。**
- 参加人数6人以上の団体旅行プラン(募集型企画旅行、受注型企画旅行、手配旅行)。
※旅行実施時に、6名未満になった場合は、支援対象外。
- 宿泊ツアーは、広島市内での宿泊が含まれていること。
- 1泊2日以上の商品については、広島市内の宿泊、貸切バス(ワゴン車、中型、大型等)、旅行船等の利用が含まれる商品を企画造成すること。
- 日帰りツアーは、広島市内の飲食施設、または、有料入場施設、または、お土産店などの利用が含まれていること(※移動には、広島市内の交通事業者を利用すること)。

2. 広島市観光誘客促進支援事業とは②

利用対象者 [P8参照]

- 中国地方及び四国地方の在住者（9県）

6月1日実施分（出発日が6月1日以降）から利用可能。

注）4月1日から5月31日迄は、「広島県内在住者」のみがご利用可能。

※新型コロナウイルス感染症の感染状況等により、利用対象者が変更になる場合があります。

応援金金額 [P11.12参照]

[1泊2日以上の場合]

- 初泊が休日前（金、土、祝日前）：割引前の旅行代金の1/2以内、かつ一人あたり10,000円以内。
- 初泊が平日、休日（日、祝日）：割引前の旅行代金の1/2以内、かつ一人あたり15,000円以内。

[日帰りの場合]

- 割引前の旅行代金の1/2以内、かつ一人あたり5,000円以内。

※泊まりが平日と休前日にまたがる場合、初泊が休前日泊の場合、割引は休前日割引の1/2かつ、一人あたり10,000円以内を適用します。

※他県市を含む併用ツアーは、広島市での旅行分（宿泊・飲食施設等）料金が支援対象となる。

※県民割（やっぱ広島じゃ割）、GoToトラベルとの併用も可とするが、精算方法については、再開時期及び制度が確定してからの調整となります。

注）以上、各概要については、次項からの各詳細を参照、理解し申請、運用してください。

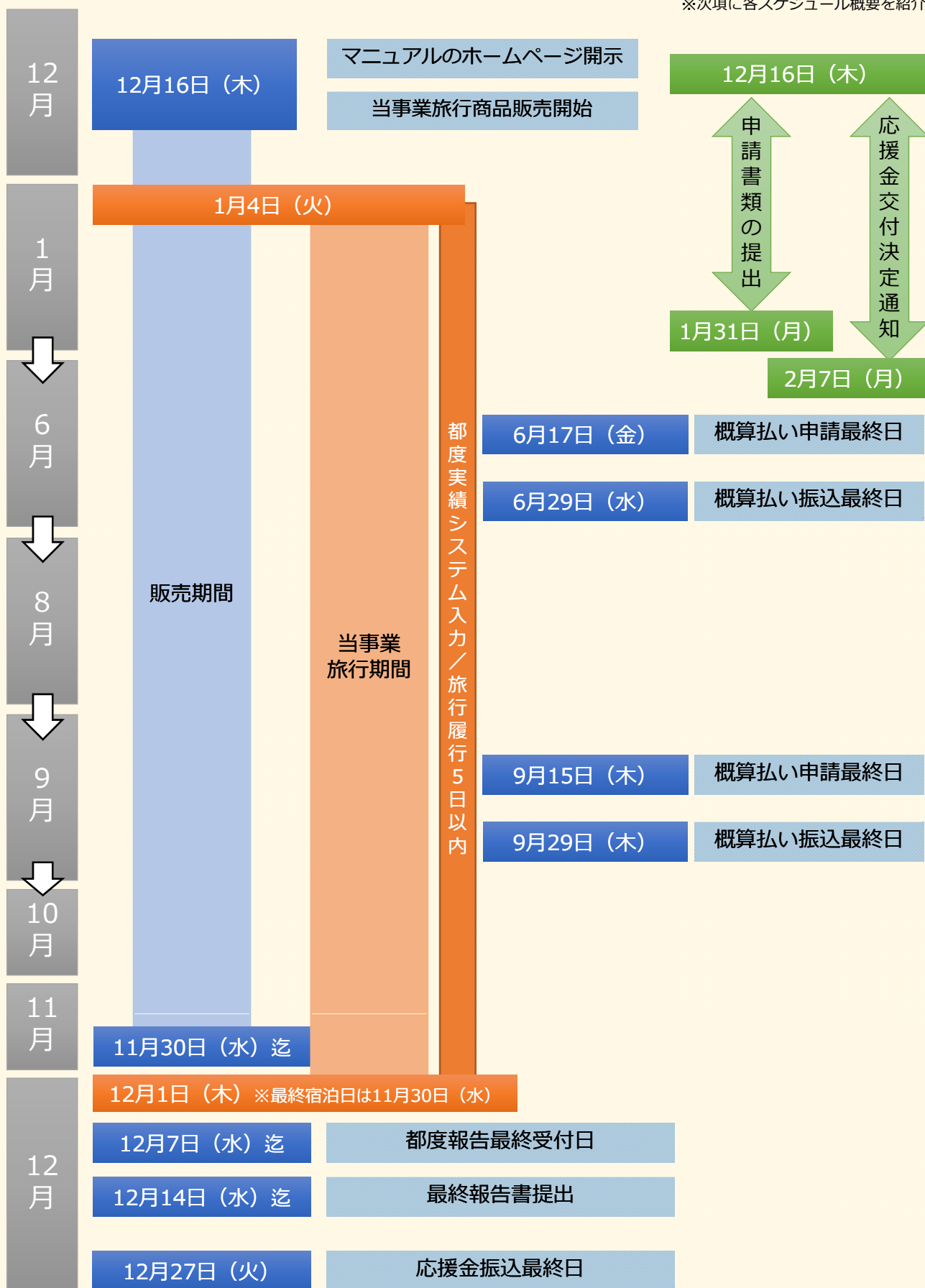
3. 事業全体スキーム

新型コロナウイルス感染症により、経営に深刻な影響を受けている旅行業者等を応援しようとする「広島市観光誘客促進実行委員会」から、観光誘客に取り組む旅行業者等に応援金を支給することで、落ち込んだ観光需要の回復を図り、観光消費額の増加に繋げる。



4. 事業全体スケジュール

※次項に各スケジュール概要を紹介。



4. 事業全体スケジュール① - 概略 -

〈マニュアルの開示〉▶ 令和3年 12月16日 (木)

12月16日(木)以降にマニュアルと申請書類等をホームページでご確認いただけます。
(郵送をご希望の旅行者様には、送付いたします。)

〈応援金交付申請書類等の提出〉▶ 令和3年 12月16日 (木) ~ 令和4年 1月31日 (月)迄

令和4年1月31日(月)迄に必要な書類をダウンロードしてご記入、押印して、PDFデータをメールにて送付、または事務局まで郵送してください。

※ダウンロードができない事業者様は、事務局へご連絡ください。

〈応援金交付決定通知〉▶ 令和4年 2月7日 (月)迄

応援金交付申請書類等受諾後、書類確認の上、令和4年2月7日迄に応援金交付決定通知をいたします。
実績報告をWebシステムに入力するため、支援対象者ごとにIDを付与します。

〈当事業旅行商品販売期間〉▶ 令和3年 12月16日 (木) ~ 令和4年 11月30日 (水)

応援金交付決定通知を受領した旅行者は、事業対象期間(1月4日~12月1日 ※最終宿泊日は11月30日)の支援対象旅行プラン商品を令和3年12月16日(木)から販売(予約)可能。(交付決定通知後)

※令和3年12月16日以降に応援金交付決定通知を受けた旅行者は、その通知を受けた日以降の販売となります。

〈当事業旅行商品の旅行対象期間〉▶ 令和4年 1月4日 (火) ~ 令和4年 12月1日 (木)

※最終宿泊日は11月30日(水)

〈都度報告システム入力〉▶ 旅行履行から5日以内

各当事業旅行商品の履行後5日以内にシステムに入力。

〈応援金概算払い申請期限〉▶ 令和4年 9月15日 (木)

8月31日迄の旅行商品の販売実績の「概算払い請求書」を事務局に提出すれば、概算払いを受けられます。
※ただし、都度報告により、各旅行ごとの申請承認済分のみ

〈応援金概算払い振込み最終日〉▶ 令和4年 9月29日 (木)

「概算払い精算書」の精査完了後、指定金融機関口座に事務局より送金。

4. 事業全体スケジュール② - 概略 -

〈都度報告最終受付日〉 ▶ 令和4年 12月7日 (水)

〈最終報告書類期限〉 ▶ 令和4年 12月14日 (水)

すべての当事業旅行商品の販売実績をまとめた、「最終実績報告書」と「応援金請求書」を事務局に提出。

〈応援金振込最終日〉 ▶ 令和4年 12月27日 (火)

最終報告の精査完了後、指定金融機関口座に事務局より送金。

※予約開始（販売開始）時期や旅行対象期間は、新型コロナウイルスの感染状況等の情勢により、変更する場合があります。

5. 当事業支援条件と利用対象者

当支援事業の条件は、下記の旅行対象期間、当事業旅行商品条件と利用対象者（中国地方及び四国地方の在住者）であることとし、募集型企画旅行商品、受注型企画旅行商品、手配旅行を対象とします。

旅行対象期間

〈旅行対象期間〉

令和4年1月4日（火）～令和4年12月1日（木） ※最終宿泊日は11月30日（水）

- 応援金交付決定確定通知が1月4日以降であれば、決定通知以降の日程とする。
- 販売開始／予約開始は、令和3年12月16日（木）以降とする。

当事業旅行商品条件

- ① 広島市内が主な目的地であること。
 - ② 参加人数6人以上の団体旅行プラン（募集型企画旅行、受注型企画旅行、手配旅行）。
 - ③ 旅行プランに広島市内での宿泊が含まれていること。
 - 1泊2日の旅行の場合 ▶ 広島市内での宿泊があること。
 - 2泊3日の旅行の場合 ▶ どちらか1泊に広島市内での宿泊があること。
 - ④ 1泊2日以上の商品については、広島市内の宿泊、貸切バス（ワゴン車、中型、大型等）、旅行船等の利用が含まれる商品を企画造成すること。
 - ⑤ 旅行プランが「日帰りツアー」の場合は、広島市内の飲食施設、又は、有料入場施設、又は、お土産店などの利用が含まれていること。※移動には広島市内の交通事業者を利用すること
- 注）単品旅行（バスのみの手配、宿泊のみの販売、飲食施設のみの販売）は支援対象となりません。

支援対象	<p>[日帰り（宿泊なし）]</p> <ul style="list-style-type: none">● 広島市内の飲食施設、または、有料入場施設、または、お土産店などの利用が含まれていること。● 広島市内の交通事業者を利用し移動すること。 <p>[宿泊あり]</p> <ul style="list-style-type: none">● 広島市内に1泊以上の宿泊がある旅行。 <p>※貸切バス（ワゴン車、中型、大型等）、旅行船等の利用が含まれる商品を企画造成すること。</p>
支援対象外	<p>[日帰り（宿泊なし）]</p> <ul style="list-style-type: none">● 広島市内の飲食施設、有料入場施設、お土産店などの利用が含まない旅行。● 広島市内の交通事業者を利用していない旅行● 単純交通（バス送迎）など観光要素を含まない旅行。 <p>[宿泊あり]</p> <ul style="list-style-type: none">● 広島市内での宿泊がない旅行。 <p>[日帰り・宿泊あり共通]</p> <ul style="list-style-type: none">● 単品旅行の手配。● 換金性の高いものを含んだ旅行（商品券・クオカード・JR普通きっぷなど）。● 旅行者が旅行会社を介さず、宿泊事業者やバス事業者に直接申し込んだ場合。

利用対象者

中国地方、四国地方の在住者に限る（広島県、鳥取県、島根県、岡山県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県）
6月1日実施分（出発日が6月1日以降）から利用可能。

注）4月1日から5月31日迄は、「広島県内在住者」のみがご利用可能。

※新型コロナウイルス感染症の感染状況等により、利用対象者が変更になる場合があります。
※旅行者の居住地の住所確認が必要となります。（P16：⑨「支援旅行プラン商品利用者確認書」）

6. 当事業旅行商品のPR・表示方法について

当事業の旅行商品のPRについて

- 当事業の利用者向けホームページにおいて、応援金交付対象者を紹介します。
応援金交付対象者は、各自ホームページで任意の旅行割引プランを表示し、予約を受けてください。

当事業の表示方法について

販売にあたっては、下記内容を、商品販売時に必ず明示してください。

- プラン名のヘッドに「広島市観光誘客促進支援事業 割引適用プラン」と必ず入れてください。**
- 価格表示：割引前 - 広島市観光誘客促進支援事業 応援金額 = 販売価格**
- 記載文：「この商品は、広島市観光誘客促進支援事業 を活用した旅行割引プランです。」**
という文章を入れてください。
- 既存商品については、下記の文章を記載した書面を作成し、既存のパンフレットに挟み込むなど、取引条件の一部として取り扱ってください。

【表示例】

「広島市観光誘客促進支援事業 割引」のご案内

当事業は、新型コロナウイルス感染症により、経営に深刻な影響を受けている旅行者等を応援しようとする「広島市観光誘客促進実行委員会」が支援を行い、落ち込んだ観光需要の回復を図り、観光消費額の増加に繋げることを目的とした事業です。当社では、1月4日以降に出発のお客様に対し、この応援金を活用して下記の旅行プランを割引いたします。

1. 対象旅行プラン
令和4年1月4日（火）～令和4年12月1日（木）の旅行プラン
※11月30日（水）が最終宿泊日とする
2. 割引額（該当するツアーの割引額の表を元に記載する）
割引前価格－広島市観光誘客促進支援事業 応援金額＝販売価格
「この商品は、広島市観光誘客促進支援事業 を活用した旅行割引プランです。」
3. ご注意
 - ①応援金上限額に達し次第、旅行割引プランの販売は終了になります。
 - ②旅行契約成立後のお客様のご都合によるお取消しは、割引前の旅行代金を基準として当社所定の取消料を申し受けます。詳しくは当社係員にお尋ねください。

* この書面は旅行業法第12条の4による取引条件説明書面及び旅行契約が締結された場合には同法第12条の5により交付する契約書面の一部となります。該当ツアーのパンフレットと合わせてご確認のうえお申し込みください。

企画・実施：貴社名

※取消料は、観光庁・JATAの見解により「割引前」の販売価格を算出基準とすることとされています。

※二重価格表示にならないよう、補助対象者様で確認の上、ルールどおりの表示をお願いします。

7. その他留意点等

当事業旅行商品の販売期間

販売開始（予約開始）は、12月16日（木）または、応援金交付決定日（12月16日以降に決定通知された場合は、その日以降から）から11月30日（水）までに受付けた当事業旅行商品であり、かつ1月4日（火）から12月1日（木）最終宿泊日は11月30日（水）までの旅行が対象となります。

販売期間 令和3年 12月16日（木）～ 令和4年 11月30日（水）
（予約開始日） （予約最終日）

※応援金交付決定通知が12月16日以降に通知された場合は、販売開始は、決定通知日以降からとなります。

留意点

- 換金性の高いものを組み込んだ旅行プランは対象外です。
（クオカード、商品券、金券、JR普通切符等、換金性があると認められるもの）
- 旅行実施時に、6名未満になった場合は、支援対象外となります。
- 割引前の旅行プランの販売額を大幅に上回るような旅行割引プランは対象外です。
- ビジネス目的での使用や法人向け旅行商品（例：出張パック等）も適用可能です。
- 事業の趣旨に則った旅行割引プラン造成をお願いします。
- 事務局が対象商品として適切でないと認めるものは、対象外となる場合があります。
- 今後、旅行商品の条件の見直し（ワクチン検査パッケージの適用など）が行われる場合があります。

遵守事項

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に努め、参加条件である感染防止策に係る責務を果たすと共に、各業界団体が定める新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン等を遵守する施設を利用するなど、旅行割引プランの内容に応じて、新型コロナウイルス感染症対策に適切な対応をとること。
- 各業界団体が定める新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン等に基づき、感染防止対策を徹底し、旅行を実施すること。
- 転売、換金目的等の不正が疑われる購入（同一人物による多数の購入など）が確認された場合、事務局に報告すること。

不正防止について

実態を伴わない旅行や虚偽の申請等と疑われる事案について、万一不正が発覚した場合には、本支援事業の応援金交付全ての取消しを行うとともに、事業者名の公表、不正受給分の返還請求及び刑事告訴・告発を行う場合があります。

8. 応援金額について①

応援金額

A

〈1泊2日以上の旅行〉初泊が休前日（金、土、祝前日）
割引前の旅行代金の1/2以内かつ一人あたり10,000円以内

B

〈1泊2日以上の旅行〉初泊が平日・休日（日・祝日）
割引前の旅行代金の1/2以内かつ一人あたり15,000円以内

C

〈日帰り旅行〉
割引前の旅行代金の1/2以内かつ一人あたり5,000円以内

※泊まりが平日と休前日にまたがる場合、初泊が休前日泊の場合、割引は、休前日割引の1/2かつ一人あたり10,000円以内を適用します。

※県民割り（やっぱ広島じゃ割）、GoToトラベルとの併用も可とするが、精算方法については、再開時期及制度が確定してからの調整となります。

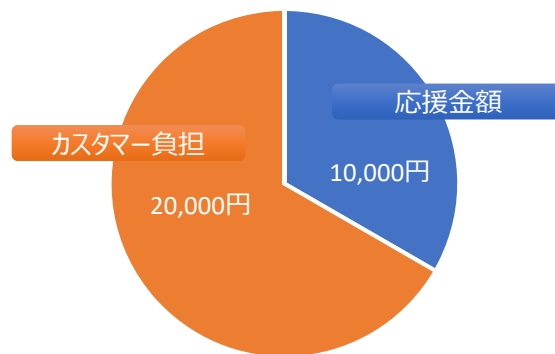
A

1泊2日：泊まりが休前日（金、土、祝前日） 旅行代金 30,000円 の場合

1泊2日旅行代金 ひとり 30,000円

応援金額 〈旅行代金〉 30,000円×1/2 = 15,000円 → 〈応援金額上限〉 10,000円

割引後旅行代金 〈旅行代金〉 30,000円 - 〈応援金額〉 10,000円 = 〈割引後旅行代金〉 20,000円



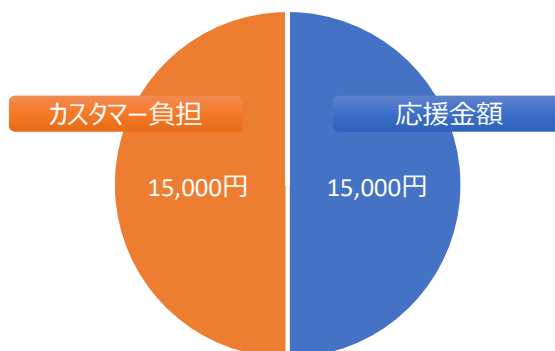
B

1泊2日：泊まりが平日、休日（日、祝日） 旅行代金 30,000円 の場合

1泊2日旅行代金 ひとり 30,000円

応援金額 〈旅行代金〉 30,000円×1/2 = 〈応援金額〉 15,000円

割引後旅行代金 〈旅行代金〉 30,000円 - 〈応援金額〉 15,000円 = 〈割引後旅行代金〉 15,000円



8. 応援金額について

B

広島市以外の宿泊がある場合

2泊3日：泊が平日、休日（日、祝日） 旅行代金 40,000円

2泊3日旅行代金 ひとり 40,000円

2泊3日の旅行の内、1泊は広島市内、もう1泊は広島市以外の宿泊の場合は、広島市内宿泊分のみの料金が支援されます。

この場合、2泊の内1泊が広島市内なので単純に旅行代金の1/2の料金からの割引となります。

※1泊が広島市、もう1泊が広島市以外の宿泊の場合、仕入れ価格が広島市と他地域を比較して広島市の方が50%以上になるような商品設計してください。

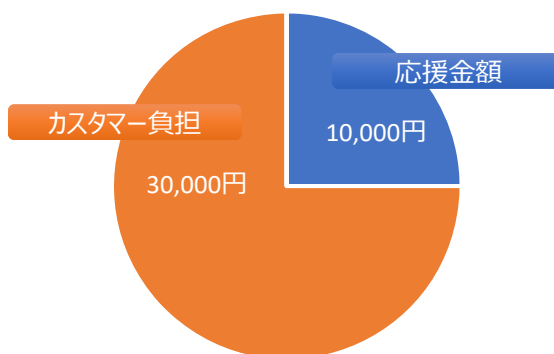
応援対象金額 〈旅行代金〉 40,000円 × 〈広島市1泊分〉 1/2 = 〈**応援対象金額**〉 20,000円

応援金額 〈応援対象金額〉 20,000円 × 1/2 = 〈**応援金額**〉 10,000円

割引後旅行代金 〈旅行代金〉 40,000円 - 〈**応援金額**〉 10,000円 = 〈**割引後旅行代金**〉 30,000円

1泊目	●広島市内宿泊
2泊目	●山口市内宿泊

支援対象
2泊の内広島市内
宿泊分だけ、支援
対象となる。



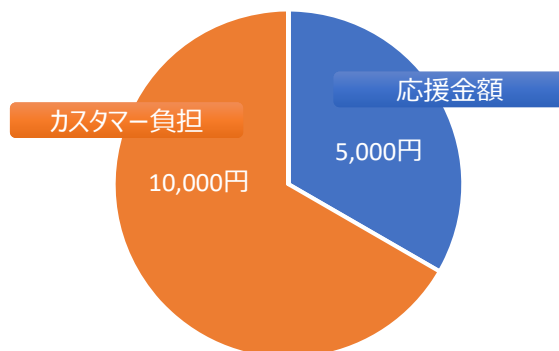
C

日帰り 旅行代金 15,000円 の場合

日帰り旅行代金 ひとり 15,000円

応援金額 〈旅行代金〉 15,000円 × 1/2 = 7,500円 → 〈**応援金額上限**〉 5,000円

割引後旅行代金 〈旅行代金〉 15,000円 - 〈**応援金額**〉 5,000円 = 〈**割引後旅行代金**〉 10,000円



9. 応援金交付申請と交付決定通知について

提出期日までに、それぞれ必要な書類を、メールまたは郵送等にて事務局へ提出してください。
審査・確認ができ次第、支援上限額等を記載した応援金交付決定通知書を郵送いたします。

応援金交付申請締切日 **令和4年 9月2日（金）迄**

- メール申請の場合、必要な書類については書類をPDFデータで添付してください。
- 普通郵便、宅配メール便等で送付され、万が一紛失した場合、事務局ではその責任を負い兼ねますのでご了承ください。
- メールによる申請ができない事業者様は、事務局までご連絡ください。

申請書類について

書類No.	申請書類	書類	申請方法	備考
①	応援金交付申請書 (様式第1号)	ホームページからダウンロード	PDF等でメール送信または郵送	書類例 P22
②	誓約書 (別紙1)	ホームページからダウンロード	PDF等でメール送信または郵送	書類例 P23
③	預金通帳のコピー	預金通帳の表紙とその次のページの記載内容がすべて入るようにコピー	PDF等でメール送信または郵送	
④	口座振替依頼書 (別紙2)	ホームページからダウンロード	PDF等でメール送信または郵送	書類例 P24
⑤	旅行業登録通知書の 写し	コピー	PDF等でメール送信または郵送	

※書類一式の送付はメール送信か郵送かどちらかに統一してください。

応援金交付決定通知について

応援金交付申請書類受諾後、事務局にて書類確認の上、応援金交付決定の通知をいたします。
併せて、**システム入力用のIDとパスワードをお知らせいたします。**
メール申請された事業者には、メールにて、郵送申請の方には郵送にて通知します。

10. 応援金の支払いについて

応援金の支払いについて

応援金の支払いには以下の方法があります。

A) 応援金概算払い（途中精算）＋応援金最終払い

1月から8月31日迄の当事業旅行商品の旅行が履行され「都度報告」が完了された場合、その1月から8月31日迄の応援金を受け取ることができ、残りの9月1日から12月1日（木）分を最終で受け取る方法です。

応援金概算払いに必要な書類

- ① 都度報告書類一式 ※次項16P参照
- ② 「概算払い請求書」 ※次項17P参照

応援金最終払い

- ① 都度報告書類一式 ※次項16P参照
- ② 「概算払い精算書」
- ③ 最終報告書類一式 ※18P参照

B) 応援金最終払いのみ（期間一括精算）

1月から12月1日（木）の全ての当事業旅行商品の応援金をまとめて受け取る方法です。

事業終了の場合は、12月以前にお支払いする場合があります。
事務局へお問い合わせください。

応援金最終払い（期間一括払い）

- ① 都度報告書類一式 ※次項16P参照
- ② 最終報告書類一式 ※19P参照

精算方法			
	概算払い		最終払い
①	6月概算払い	×	最終払い
②	6月概算払い	9月概算払い	最終払い
③	×	9月概算払い	最終払い
④	×	×	最終払い

11. 都度報告について

都度報告／Webシステム入力・提出

各支援旅行完了後 **5日以内に報告**

- 当事業旅行商品の旅行が完了後、5日以内にWebシステムに必要な事項の入力及び下記の「報告書類」を提出してください。
- 交付決定を受けた事業者で他県市の事業所の実績は、広島市内の事業者が報告をしてください。
- Webシステムへの入力方法は、別途Webシステムマニュアルにてご案内いたします。

□ 都度報告に必要な報告書類等

都度報告最終受付日は、12月7日（水）です。

書類No.	報告書類	報告方法	備考
⑥	実績内訳シート兼請求書	Webシステムに入力	別途マニュアル参照
⑦	支払い実績がわかる領収書または電子振り込み管理画面のコピー（内訳のわかる書類）	PDF等でWebシステムに提出	下記参照
⑧	販売商品のパンフレット等、割引前金額入りの旅行プランがわかる書類、行程表	PDF等でWebシステムに提出	下記参照
⑨	旅行参加者の居住地が確認できる書類「支援旅行プラン商品利用者確認書」	PDF等でWebシステムに提出	下記参照
⑩	旅行申込書もしくは旅行申込日が分かる書類	PDF等でWebシステムに提出	下記参照

⑦ 支払い実績がわかる領収書または電子振り込み管理画面のコピー（内訳のわかる書類）

利用者が実際に支払った金額の明細がわかる証明になる領収書等*を添付してください。
領収書等*：領収書の他に、明細のある請求書、支払い明細書、明細付き領収書など。

⑧ 販売商品のパンフレット等、旅行前金額入りの旅行プランがわかる書類、行程表

【募集型企画旅行の場合】

一般へ周知されており、販売商品の割引前・割引後の金額がわかる書類を添付してください。
割引前の旅行プランが、常識的な料金設定のプランとして一般に販売されているかどうかを確認させていただきます。

（例）商品パンフレット、チラシ、ホームページ該当商品のスクリーンショット など
パンフレット等にご利用機関の表記がない場合、ご利用機関名を追記して、提出してください。

（例）ホテル名、交通事業者名、有料施設名等

【受注型企画旅行・手配旅行の場合】

販売商品の割引前・割引後の金額がわかる書類と広島市内の旅行であるということがわかる行程表を提出してください。

またコンテンツの販売事業者への支払いが分かる書類を提出いただく場合があります。
行程表にご利用機関の表記がない場合、ご利用機関名を追記して、提出してください。

（例）ホテル名、交通事業者名、有料施設名等

⑨ 旅行参加者の居住地が確認できる書類「支援旅行プラン商品利用者確認書」

お客様に自署ご記入いただいた上で、代表者の運転免許証、健康保険証、学生証、郵便物等を提示いただき、住所を確認してください。（身分証明書のコピー提出は不要です）

⑩ 旅行申込書もしくは旅行申込日が分かる書類

旅行を受け付けた際の旅行申込書または、旅行の日程と申し込み日がわかる書類（申し込み完了画面のスクリーンショットなど）を添付してください。

※上記の資料が提出できない場合、応援金を交付できませんのでご注意ください。

12. 応援金概算払いについて

応援金概算払いについて

1月から8月31日迄の当事業旅行商品の旅行が履行後「都度報告」が完了した場合、その1月から8月31日迄の応援金の概算払いを受けとることが出来ます。

応援金概算払いを希望の事業所は、「概算払い請求書」をWebシステムにて提出していただきます。

提出期限 令和4年 9月15日（木）迄

応援金概算払いに必要な書類

書類No.	報告書類	報告方法	備考
	都度報告書一式	Webシステム報告	P16参照
⑬	概算払い請求書（様式第6-2号）	Webシステムからダウンロード PDF等でWebシステムから提出	書類例 P27

概算払いの入金について

- 書類に不備や誤りがなければ、下記入金日に事務局から入金いたします。
- 書類に不備や誤りがあった場合には、資料の補正や追加提出等に時間を要するため、入金まで期間を要する場合があります。

入金予定日 令和4年 9月29日（木）

※応援金概算払いで入金を受け取った事業所の場合、応援金最終払いの要項はP18を参照してください。

13. 最終報告と最終払いについて／応援金概算払いを利用した事業所

最終報告「実績報告書」「応援金請求書」「概算払い精算書」／Webシステム入力・提出

事業終了時に全ての販売実績をまとめた「実績報告書」「応援金請求書」「概算払い精算書」をWebシステムにて提出していただきます。

提出期限 **令和4年 12月14日（水）迄**

- 登録事業者で他県市の事業所の実績は、広島市内の事業者が報告をしてください。
- Webシステムマニュアルにてご案内いたします。

最終報告に必要な書類

書類No.	報告書類	報告方法	備考
⑪	実績報告書（様式第5号）	Webシステムからダウンロード PDF等でWebシステムから提出	書類例 P25
⑫	応援金請求書（様式第6号）	Webシステムからダウンロード PDF等でWebシステムから提出	書類例 P26
⑭	概算払い精算書（様式第7号）	Webシステムからダウンロード PDF等でWebシステムから提出	書類例 P28

実績報告に伴う留意点

- 提出期日までに、実績報告が提出されない場合は、応援金をお支払いできない場合があります。
- 実績報告書受領後、追加で資料の提出をお願いする場合があります。
例) 宿泊施設、観光施設等の手配内容が確認できる書類等
- 事務局にて、書類の不備や報告内容の誤りなどを確認します。
不備や誤りがあった場合は、事務局が指示する期日までに補正をお願いします。
期日までに補正し、提出されない場合は、支援金をお支払いできない場合があります。

最精算／入金について

- 書類に不備や誤りがなければ、下記入金日に、事務局から入金いたします。
- 書類に不備や誤りがあった場合には、資料の補正や追加提出等に時間を要するため、入金まで1か月以上の期間を要する場合があります。

最終入金予定日 **令和4年 12月27日（火）**

13. 最終報告と最終払いについて／応援金概算払いを利用していない事業所

最終報告「実績報告書」「応援金請求書」「概算払い精算書」／Webシステム入力・提出

事業終了時に全ての販売実績をまとめた「実績報告書」「応援金請求書」をWebシステムにて提出していただきます。

提出期限 令和4年 12月14日（水）迄

- 登録事業者で他県市の事業所の実績は、広島市内の事業者が報告をしてください。
- Webシステムマニュアルにてご案内いたします。

最終報告に必要な書類

書類No.	報告書類	報告方法	備考
⑪	実績報告書（様式第5号）	Webシステムからダウンロード PDF等でWebシステムから提出	書類例 P25
⑫	応援金請求書（様式第6号）	Webシステムからダウンロード PDF等でWebシステムから提出	書類例 P26

実績報告に伴う留意点

- 提出期日までに、実績報告が提出されない場合は、応援金をお支払いできない場合があります。
- 実績報告書受領後、追加で資料の提出をお願いする場合があります。
例) 宿泊施設、観光施設等の手配内容が確認できる書類等
- 事務局にて、書類の不備や報告内容の誤りなどを確認します。
不備や誤りがあった場合は、事務局が指示する期日までに補正をお願いします。
期日までに補正し、提出されない場合は、支援金をお支払いできない場合があります。

最精算／入金について

- 書類に不備や誤りがなければ、下記入金日に、事務局から入金いたします。
- 書類に不備や誤りがあった場合には、資料の補正や追加提出等に時間を要するため、入金まで1か月以上の期間を要する場合があります。

最終入金予定日 令和4年 12月27日（火）

14. その他

支援事業の変更・中止

● 交付決定後に、登録事業者から事業の変更、又は中止の申出をされる場合には、広島市観光誘客促進支援金変更（中止）承認申請書（様式第3号）を事務局までご提出ください。

※メールまたは郵送

● 実行委員会は変更（中止）承認申請書を受理後、内容を審査し、適当と認めるときは広島市観光誘客促進支援事業支援金変更（中止）決定通知書（様式第4号）により、速やかに通知いたします。

アンケート実施など

今後の広島市への観光誘客支援策に役立てるため、本事業による事業実施効果等を検証するため、アンケートを、支援対象者（事業者）及び一部の旅行プランを利用者に対し実施いたしますので、その際には、必ずご協力をお願いします。

アンケート内容及び実施方法については、現在検討中です。
決まり次第お知らせいたしますので、よろしくお願いいたします。

15. 当事業における証票及び不正利用防止について

当事業は会計検査院の調査対象事業ですので、事業で使用した証票類は、報告時に提出の必要が無いものについても、応援金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保管をお願いします。

証票の保管について

(1) 支援対象者で入手又は作成いただき、5年間保管が必要な証票について

旅行申込内容が確認出来る、手配依頼書、手配カルテ等、または旅行会社が発行する手配確認書、クーポン（控え）等を「都度報告」時にPDF等でのWeb提出をいただきますが、原本は、5年間の保管をお願いします。

(2) その他の証票について

その他の証票についてその他、必要と思われる証票がありましたら保管をお願いします。

状況報告及び調査

事務局は必要に応じて支援対象者から報告を求め、立ち入り等の調査を行うことがあります。また、虚偽の申請と疑われる事案があった場合には、警察に相談し対応する場合があります。

その他

- (1) 各種報告内容に間違いの無いように注意してください。
- (2) 各種報告の内容に相違のないよう申請してください。
- (3) 各種報告は、必ず期日までに申請してください。
期日を過ぎると支援を受けられない場合があります。
- (4) 制度の趣旨を踏まえ、マニュアル等で定めたルールに則った取り組みをお願いします。
- (5) 応援金をお客様へ還元せず、支援対象者の利益とすることは厳禁です。
本事業の目的と逸脱した行為が発覚した場合は、応援金のお支払いはいたしません。
また、それまでお支払いした応援金の返還を求める場合もございます。
- (6) 特定の顧客や取引先への優先販売は禁止されています。配分された予算枠の範囲内で公平に購入可能な販売方法を用いて下さい。
- (7) その他のご不明な点は、事務局までお問い合わせください。
- (8) 「広島市観光誘客促進支援事業」の情報については、事務局のホームページに掲載します。
- (9) 応援金は取消料・申込金には充当できません。

※本マニュアルは、速やかで厳正な事業実施を行うため、改定する場合があります。
最新版のマニュアル等については、随時、事務局ホームページをご確認ください。

様式第1号

令和 年 月 日

広島市観光誘客促進実行委員会 様

住 所

事業者名

代表者職名

氏 名

広島市観光誘客促進支援事業応援金交付申請書

このことについて、広島市観光誘客促進支援事業応援金交付要綱第5条の規定により、応援金の交付を受けたいので、関係資料を添えて申請します。

1 応援金交付申請額

応援金交付申請額 金 _____ 円

応援金上限額内の金額をご記入ください。

2 添付書類

- (1) 誓約書（別紙1）
- (2) 口座振替依頼書（別紙2）
- (3) 旅行業法第3条に規定する許可証の写し
- (4) その他委員会が必要と認める書類

別紙1

誓 約 書

私は、広島市観光誘客促進支援事業を行うにあたり、次の事項について誓約します。

- 1 応援金交付要綱及びマニュアルに基づく事務局の決定に対し、異議は一切申し立てません。
- 2 本事業において、応援金交付要綱及びマニュアルの規定に違反した場合及び不正な申請を行った場合は、支援金の全部又は違反若しくは不正に係る部分に関し、返還に応じます。
- 3 速やかで厳正な事業実施を行うために、マニュアルを改定する場合がありますが、その内容に対して不服を申し立てずに従います。
- 4 観光支援という観点からも、応援金を旅行代金に還元せずに、旅行事業者の利益とすることは行いません。
- 5 報告内容の確認のため、事務局が旅行者の個人情報の開示を求める場合がありますが、事前に旅行者にも同意を得ておき、事務局に求められた場合は速やかに開示することに同意します。
- 7 本事業で使用した証票類は、実績報告時に提出の必要がないものについても、支援を受けた年度の翌年度から5年間必ず保管します。また、国、県及び広島市観光誘客促進実行委員会に、本事業にかかる資料の提出を求められた際には、必ず提出します。
- 8 広島市及び広島市観光誘客促進実行委員会が応援金を受けた旅行者に関する実施状況、経理の状況等について調査を実施する場合、誠実に対応します。
- 9 自己又は自社の役員等が次のいずれにも該当するものではありません。
また、次のアからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人、その他の団体又は個人ではありません。
ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
ウ 暴力団でなくなった日から5年を経過しない者
エ 自己、自社もしくは第三者の不正な利益を図る目的、又第三者に損害を与える目的をもって暴力団、または暴力団を利用している者
オ 暴力団又は暴力団員に対して、資金を提供し、又は便宜を供与する等直接的、又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 10 この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

住 所

事業者名

代表者職名

氏 名

(自 署)

必ず自署をお願いします。

別紙2

口座振替依頼書

令和 年 月 日

広島市観光誘客促進実行委員会 様

住 所
事業者名
代表者職名
氏 名

広島市観光誘客促進実行委員会から私に支払われる下記1の支払は、下記2の預金口座へ振り替えてください。

1 支払金の内容

広島市観光誘客促進支援事業に係る応援金

2 振替先預金口座

金融機関名	銀行	支店(所)
預金種目	普通	・ 当座
口座番号		
フリガナ 口座名義		

- (注) 1 金融機関名, 預金種目, 口座番号及び口座名義は, 預金通帳で確認して記載してください。
- 2 受領権限の委任等がある場合には, 委任等を証明する書類(委任状又は定款等)を添付してください。

様式第5号

令和 年 月 日

広島市観光誘客促進実行委員会 様

住 所
事業者名
代表者職名
氏 名

広島市観光誘客促進支援事業実績報告書

令和 年 月 日付けで交付決定を受けた広島市観光誘客促進支援事業に係る実績報告について、次のとおり関係書類を添えて報告します。

1 応援金交付決定額及び実績報告額

(1) 応援金交付決定額 _____ 円
(2) 応援金実績報告額 _____ 円

決定交付した応援金額をご記入ください。

2 事業実施期間

(1) 事業開始年月日 令和 年 月 日
(2) 事業完了年月日 令和 年 月 日

応援金の最終実績金額をご記入ください。

3 添付書類

- (1) 割引前の旅行プランの販売額及び旅行割引プランの販売額が確認できる書類
- (2) 各種旅行割引プランを利用した旅行実績が確認できる書類
- (3) その他実行委員会が必要と認める書類

様式第6号

令和 年 月 日

広島市観光誘客促進実行委員会 様

住 所
事業者名
代表者職名
氏 名

広島市観光誘客促進支援事業応援金請求書

令和 年 月 日付けで交付決定を受けたこの事業について、広島市観光誘客促進支援事業応援金交付要綱第10条の規定に基づき、次のとおり請求します。

請 求 額 金 _____ 円

添付書類

- (1) 割引前の旅行プランの販売額及び旅行割引プランの販売額が確認できる書類
- (2) 各種旅行割引プランを利用した旅行実績が確認できる書類
- (3) その他実行委員会が必要と認める書類

応援金の最終実績金額をご記入ください。

様式第6-2号

令和 年 月 日

広島市観光誘客促進実行委員会 様

住 所
事業者名
代表者職名
氏 名

広島市観光誘客促進支援事業応援金 概算払い請求書

令和 年 月 日付けで交付決定を受けたこの事業について、広島市観光誘客促進支援事業応援金交付要綱第10条の規定に基づき、次のとおり請求します。

請 求 額 金 _____ 円

添付書類

- (1) 割引前の旅行プランの販売額及び旅行割引プランの販売額が確認できる書類
- (2) 各種旅行割引プランを利用した旅行実績が確認できる書類
- (3) その他実行委員会が必要と認める書類

8月31日迄の応援金の実績金額をご記入ください。

様式第7号

令和 年 月 日

広島市観光誘客促進実行委員会 様

住 所
事業者名
代表者職名
氏 名

広島市観光誘客促進支援事業応援金概算払い精算書

6月分と9月分の応援金の概算請求合計金額をご記入ください。

令和 年 月 日付けで交付決定を受けたこの事業について、広島市観光誘客促進支援事業応援金交付要綱第10条の規定に基づき、概算払いを受けていた金額を、下記のように精算いたします。

これまでの概算請求合計金額 金 _____ 円

応援金実績報告額 金 _____ 円

差額請求金額 金 _____ 円

添付書類

- (1) これまでに申請した概算払い請求書
- (2) 概算払い金額が振り込まれたことがわかる通帳等のコピー
- (3) その他実行員会が必要と認める書類

様式5号の1-(2)の金額をご記入ください。

応援金実績報告額から概算請求金額を引いた金額をご記入ください。